

介護保険の適用優先を定めた障害者総合支援法第7条  
の廃止等を求める意見書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）第7条によると、障害福祉サービスの利用者が65歳になった際、介護保険に相当するサービスがある場合は、原則として介護保険の適用を優先することとなっている。

そのため、住民税非課税世帯は障害福祉サービスが無料であるにもかかわらず、介護保険サービスへの移行によって利用者負担を徴収されることになるなど、障がい者の所得状況等によって、サービスの終了や短縮・制限を余儀なくされることが問題となっている。

このことは、制度の整合性はもちろんのこと、日常生活において福祉サービスの利用が欠かせない高齢の障がい者の実情を無視したものであるため、改善すべきである。

よって、国会及び政府においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 障害者総合支援法第7条に規定された介護保険優先の原則を廃止するとともに、障がい者が65歳になっても、自立支援給付と介護保険のいずれかのサービスを選択できるようにすること。
- 2 介護保険によるサービスを選択した場合にも、住民税非課税世帯の利用者負担は無料とすること。
- 3 国庫負担基準における「介護保険対象者減額規定」を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年（2016年）3月29日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
厚生労働大臣

（提出者）民主党・市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに  
市民ネットワーク北海道石川佐和子議員